
**「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の
総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」
の変更について**

- 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている。
- 前回の令和5年の見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、
 - 廃棄物分野における脱炭素化の推進
 - 循環経済への移行に向けた取組の推進
 - 廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
 - デジタル技術の活用等による動静脈連携などに関する変更を行った。
- 他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされていた。今般、令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定することとしたい。

基本方針の改定イメージ①

- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値としてはどうか。
- ⑫～⑭の3指標については相当程度の進捗が見られている。各リサイクル法などに基づく対応が進められているところ、各論的な指標であることから削除してはどうか。

現行の基本方針		改定後の基本方針案	
指標	目標値（目標年度）	目標値（目標年度）	出所など
①一般廃棄物の排出量	平成24年度比約16%削減（令和7年度） ※45百万トン（H24年度）→約38百万トン（R7年度）	令和4年度比約9%削減（令和12年度） ※40百万トン（R4年度）→約37百万トン（R12年度）	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約440グラム（令和9年度） ※H24年度は533グラム	約478グラム（令和12年度） ※R4年度は496グラム	
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約28%（令和9年度）	約26%（令和12年度） ※R4年度は約20%	
④一人一日当たりごみ焼却量 (追加)	— ※H24年度は743グラム	約580グラム（令和12年度） ※R4年度は679グラム	第五次循環計画
⑤一般廃棄物の最終処分量	平成24年度比約31%削減（令和7年度） ※4.7百万トン（H24年度）→約3.2百万トン（R7年度）	令和4年度比約5%削減（令和12年度） ※3.4百万トン（R4年度）→約3.2百万トン（R12年度）	第五次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値。
⑥産業廃棄物の排出量	平成24年度比約3%増加に抑制（令和7年度） ※379百万トン（H24年度）→約390百万トン（R7年度）	令和4年度比約1%増加に抑制（令和12年度） ※370百万トン（R4年度）→約374百万トン（R12年度）	
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約38%（令和7年度）	約37%（令和12年度） ※R4年度は約37%	
⑧産業廃棄物の最終処分量	平成24年度比約24%削減（令和7年度） ※13百万トン（H24年度）→約10百万トン（R7年度）	令和4年度比約10%削減（令和12年度） ※8.7百万トン（R4年度）→約7.8百万トン（R12年度）	

基本方針の改定イメージ②

- 基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形とし、下記の目標値としてはどうか。
- ⑫～⑭の3指標については相当程度の進捗が見られている。各リサイクル法などに基づく対応が進められているところ、各論的な指標であることから削除してはどうか。

現行の基本方針		改定後の基本方針案	
指標	目標値（目標年度）	目標値（目標年度）	出所など
⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合（変更なし）	46%（令和9年度）	46%（令和9年度） ※R2年度は約41%	第五次循環計画
⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持（令和7年度）	22.4年分を維持（令和12年度） ※R4年度は23.4年分	第五次循環計画
⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数	17年分を維持（令和7年度）	17年分を維持（令和12年度） ※R4年度は20.8年分	第五次循環計画
⑫家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	200以上	削除	
⑬小売業者が家電法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器一般廃棄物の回収体制を構築している市町村の割合	100%	削除	
⑭使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%以上	削除	

今後のスケジュール（予定）

- 基本方針の変更は、以下のスケジュールで検討を進めていく。

令和6年9月19日 第57回循環型社会部会（変更の骨子案について）

11月 意見公募

12月 第58回循環型社会部会（変更案について）

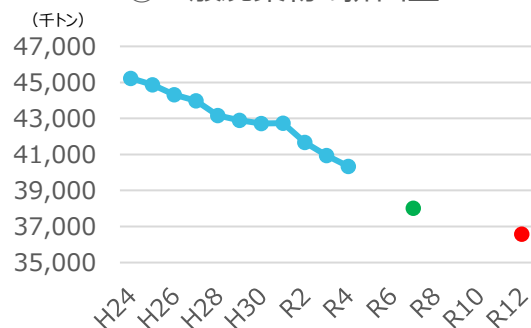
令和7年2月 公布

参考：循環計画と廃掃法基本方針の指標

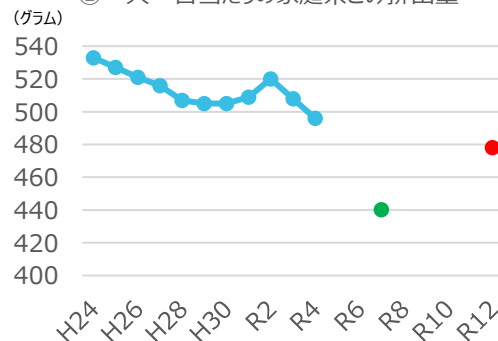
第四次循環計画	第五次循環計画	廃掃法基本方針（現行）	廃掃法基本方針（変更）
出口側の循環利用率	出口側の循環利用率	なし	なし
一般廃棄物の出口側の循環利用率	なし	一般廃棄物の出口側の循環利用率	一般廃棄物の出口側の循環利用率
産業廃棄物の出口側の循環利用率	なし	産業廃棄物の出口側の循環利用率	産業廃棄物の出口側の循環利用率
最終処分量	最終処分量	なし	なし
一般廃棄物の排出量	なし	一般廃棄物の排出量	一般廃棄物の排出量
一般廃棄物の最終処分量	なし	一般廃棄物の最終処分量	一般廃棄物の最終処分量
産業廃棄物の排出量	なし	産業廃棄物の排出量	産業廃棄物の排出量
産業廃棄物の最終処分量	なし	産業廃棄物の最終処分量	産業廃棄物の最終処分量
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	なし	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量
なし	一人一日当たりごみ焼却量	なし	一人一日当たりごみ焼却量

参考：各指標の実績について

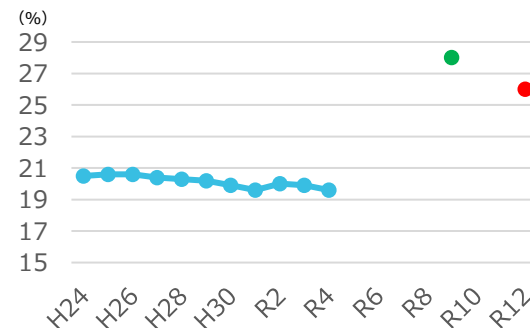
①一般廃棄物の排出量



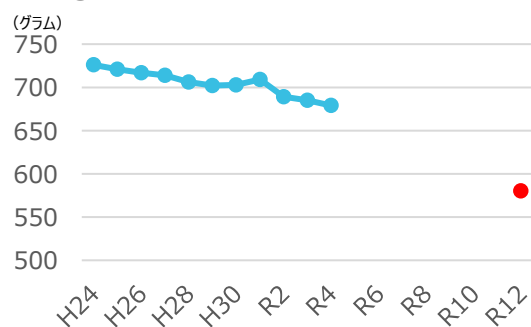
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量



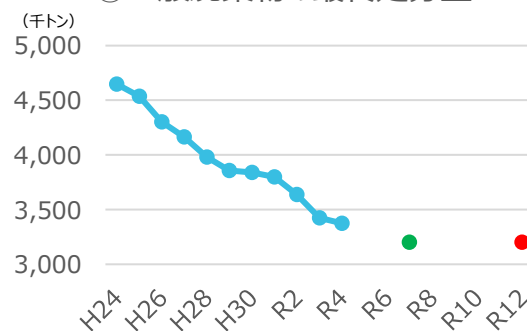
③一般廃棄物の出口側循環利用率



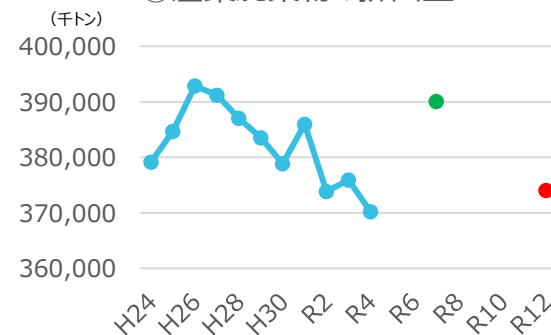
④一人一日当たりごみ焼却量



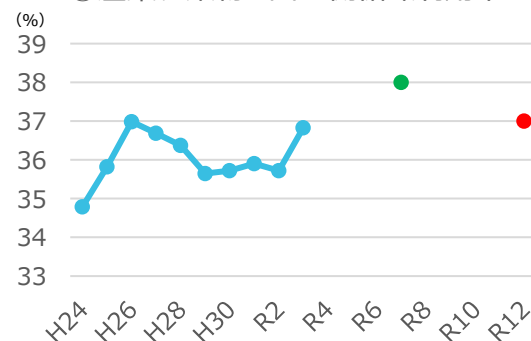
⑤一般廃棄物の最終処分量



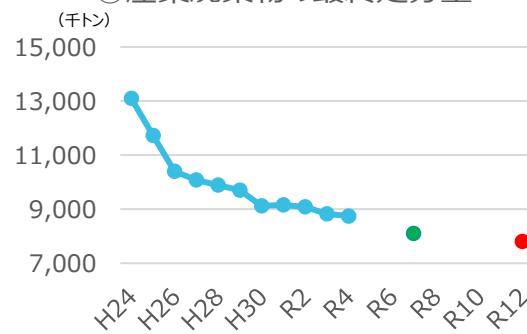
⑥産業廃棄物の排出量



⑦産業廃棄物の出口側循環利用率



⑧産業廃棄物の最終処分量



水色 実績値
 緑色 現行目標値
 赤色 変更後目標値

出所：一般廃棄物処理実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査、循環利用量実態調査を元に作成。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（基本方針）

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参考：廃掃法基本方針の概要

- 廃掃法の基本方針では、第二章に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する**目標**について**設定**している。
- 第三章以降には、**各主体の役割**など、具体的な取組内容を含めた**施策を推進するための基本的事項等**を定めている。

基本方針の全体構成

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

各主体の役割

国民の役割	事業者の役割	地方公共団体の役割	国の役割
●商品購入の際、環境に配慮された商品を選択 ●廃棄物の排出抑制 ●リユース、分別排出 など	●廃棄物の排出抑制 ●物の製造、加工、販売時の配慮 ●リサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理の確保 など	●廃棄物の分別収集、リサイクルの推進 ●廃棄物の適正な処理を確保するための取組 ●廃棄物処理の広域化・集約化 など	●各種法制度の整備、適切な運用 ●国民、事業者、地方公共団体の取組の促進・支援 ●廃掃法の特例制度等の円滑な運用 など